

2 適用範囲

本技術資料では、我が国の主要な汚水処理システムである下水道、農業集落排水及びし尿処理における汚水処理施設（下水処理施設、農業集落排水施設、し尿処理施設）について、同種もしくは異なる汚水処理施設の統廃合検討を対象とする。

1) 検討期間

検討期間は「都道府県構想マニュアル」に準じ、20年～30年とする。

2) 処理方式

- ・ 下水処理施設：オキシデーショondiッチ法（以下、OD法）
標準活性汚泥法（以下、標準法）
- ・ 農業集落排水施設：JARUS- I、III、XI、XII、XIV
- ・ し尿処理施設：標準脱窒素処理、高負荷脱窒素処理、高負荷膜分離

3) 処理規模

すでに経営状況が厳しく今後の人口減少によりさらなる悪影響が懸念される地方の小規模都市を念頭に作成している。稼働率変化をコスト・エネルギーに反映させるための補正方法（維持管理係数及び電力係数の使用）については、下記の小規模処理施設のみに適用可能である。

- ・ 下水処理施設：処理能力が10,000m³/日以下の施設
- ・ 農業集落排水施設：処理能力が1,000m³/日以下の施設
- ・ し尿処理施設：処理能力が100kL/日以下の施設

で、汚泥処理工程は脱水までのもの（消化、焼却は含まないもの）。ただし、上記以外の中大規模の処理施設においても、稼働率変化に伴うコスト・エネルギー以外は本技術資料の検討手法が適用可能である。

4) その他

本技術資料における効率化検討においては、既存施設の活用を念頭に置いていること、また、検討期間も20年～30年であるため、土木・建築の更新（新築）は考慮しない。